

# ふるさと納税

(募集費用5割以下基準について)

自治税務局市町村税課

# ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文（令和元年6月改正後の地方税法）

## （寄附金税額控除）

### 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの）をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

全ての地方団体に対する基準

基準①

ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体  
に対する追加の基準

基準②

返礼品は返礼割合  
3割以下とすること

基準③

返礼品は地場産品  
とすること

1 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

2 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

※以下のいずれにも該当すること

## ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
- イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
- ロ 寄附者から法第三十七条の二第二項及び第三百四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集
- ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
- ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
- ホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

## ② 経費総額5割以下

- 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

# ふるさと納税の募集に要した費用(H27～R3)

(単位:百万円)

区分	H27 寄附受入額 1,653億円		H28 寄附受入額 2,844億円		H29 寄附受入額 3,653億円		H30 寄附受入額 5,127億円		R1 寄附受入額 4,875億円		R2 寄附受入額 6,725億円		R3 寄附受入額 8,302億円	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
返礼品の 調達に係る 費用	63,262	38.3%	109,081	38.4%	140,615	38.5%	181,415	35.4%	137,455	28.2%	178,335	26.5%	226,733	27.3%
返礼品の 送付に係る 費用	4,262	2.6%	15,021	5.3%	24,098	6.6%	39,581	7.7%	37,677	7.7%	52,024	7.7%	63,686	7.7%
広報に係る 費用	1,412	0.9%	3,114	1.1%	5,570	1.5%	4,924	1.0%	3,442	0.7%	3,872	0.6%	4,923	0.6%
決済等に係る 費用	1,810	1.1%	5,159	1.8%	7,752	2.1%	11,210	2.2%	9,514	2.0%	15,388	2.3%	18,654	2.2%
事務に係る 費用等	8,511	5.1%	16,138	5.7%	24,671	6.8%	44,888	8.8%	39,390	8.1%	53,800	8.0%	71,151	8.6%
合計	79,258	48.0%	148,513	52.2%	202,707	55.5%	282,018	55.0%	227,479	46.7%	303,419	45.1%	385,148	46.4%

募集に要する費用

総 税 市 第 88 号  
令和4年9月22日

各都道府県ふるさと納税担当部長  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長

殿

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

### ふるさと納税制度の適正な運用について

本日、令和4年10月1日から始まる指定対象期間に係る大臣指定の通知を行ったところですが、各地方団体においては、指定に向けた協議の中で指摘している事項のほか、法及び告示に定める指定基準及びQ&A並びに下記事項に留意の上、ふるさと納税制度の適正な運用を行っていただくようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1. 指定期間を通じた指定基準への適合について

ふるさと納税に係る指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が提供する返礼品等（指定期間の開始後に新たに提供を開始しようとするものを含む。）が指定基準に適合していること等を常に確認し、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに総務省への照会を行うなど、適切に御対応ください。

#### 2. 寄附金募集のための宣伝広告や情報提供の方法について

告示第2条第1号ハにおいて返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないことが、同号ニにおいて適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことがそれぞれ求められていますが、ウェブサイト上のバナー広告や各地方団体又はポータルサイト運営事業者から

個人に送付されるEメール等に、特定の地方団体の返礼品等のみの情報が掲載されている事例や、ポータルサイト等において、返礼品等の量等が過度に強調されている事例など募集適正基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

各地方団体におかれては、改めて指定基準及びQ&Aを参照の上、宣伝広告や情報提供の方法について基準適合性を確認し、節度を持った対応を行うとともに、それらの一部又は全部を外部事業者に委託している場合も同様にその内容の確認をお願いします。

### 3. 経費総額5割以下基準について

告示第2条第2号において、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であることが求められていますが、一部の地方団体から、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十を上回っていたとの報告がありました。今後、こうした事案については、同号に定める基準に適合しないものとして指定が困難となるおそれがあります。各地方団体におかれては、改めて当該基準を遵守するようお願いいたします。

### 4. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから適切に御対応ください。

### 5. 地場産品基準のうち3号基準について

近年、区域外産の肉を区域内で保存等した「熟成肉」や、区域外産の米を区域内で精米・ブレンドした「無洗米」、区域外製の家具や電気製品等について区域内で抗菌加工や検品等の仕上げ工程のみを行ったものを告示第5条第3号に該当するものとして提供し、地場産品基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

これらについては、今後、同号への該当の適否に係る線引き等を検討した上で、告示やQ&Aの改正を行うことを検討することとしていますので、各地方団体におかれては、このような品目を返礼品等に用いることを見合わせることも含め、地場産品基準を設けている趣旨を踏まえた適切な対応をお願いします。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和25年法律第226号）

告示 ……平成31年総務省告示第179号

指定基準……法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準

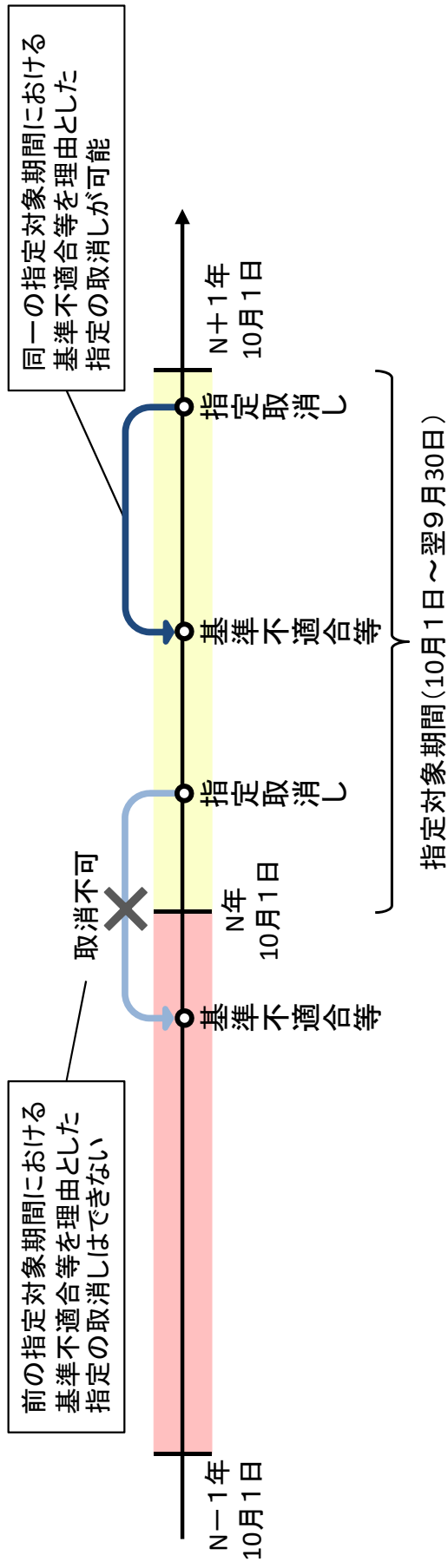
Q&A ……ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）（令和4年6月23日付け総税市第56号）

## ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応(案)

- これまで複数件の指定取消事案が生じていることを踏まえ、制度の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

※ 地方団体が令和5年4月1日以後に基準に適合しなかった場合等について適用。

### 【現行制度】 現指定対象期間内の基準不適合・虚偽報告等を理由に指定取消し



### 【改正案】 取消し前2年間に係る基準不適合・虚偽報告等を取消事由とできるようにする

